

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 44 | 健康増進法による健(検)診に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、健康増進法による健(検)診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和4年1月28日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

| | |
|------------------|--|
| | |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（個別業務システム） |
| システム4 | |
| ①システムの名称 | 中間サーバ |
| ②システムの機能 | 1. 符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能：中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能：特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能：パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ |
| システム5 | |
| ①システムの名称 | |
| ②システムの機能 | |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ |
| システム6～10 | |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |

| | | |
|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | | |
| 健(検)診結果ファイル | | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条1項 別表第1の76 | |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | | |
| ①実施の有無 | [実施する] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第2の102の2 | |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | | |
| ①部署 | 保健医療部健康課 | |
| ②所属長の役職名 | 健康課長 | |
| 7. 他の評価実施機関 | | |
| | | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 健(検)診結果ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 健康増進法第19条の2に基づく健(検)診を受診した住民 |
| その必要性 | 健(検)診の受診状況や結果を適正に管理し中間サーバーへ副本登録するため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため ・4情報およびその他住民票関係情報は健(検)診対象者の確定、通知発送に必要なため ・健康・医療関係情報は健(検)診の受診状況や結果のデータを管理するため ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は国保加入や介護認定の資格情報の確認のため |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月 |
| ⑥事務担当部署 | 保健医療部健康課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民部市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (検診実施機関) <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ③使用目的 ※ | 健(検)診の適正な実施をし、受診歴や結果を管理するため。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 保健医療部健康課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | 健(検)診対象者の確認 健(検)診結果の登録 情報提供ネットワークシステムを介した健(検)診結果の情報提供 | |
| 情報の突合 | 健康情報システムへの健(検)診データ登録時には内部番号、情報提供ネットワークシステムでは個人番号で突合する | |
| ⑥使用開始日 | 令和4年6月19日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | システムにて行う各種処理の実行や受診券の印刷、システムの運用保守 | |
| ①委託内容 | システムにて行う各種処理の実行や受診券の印刷、システムの運用保守 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社ジーシーシー | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

| No. | 【識別情報】 |
|-----|--------|
| 1 | 宛名番号 |

| No. | 【連絡先等情報】 |
|-----|----------|
| 1 | 項目名 |
| 2 | 氏名 |
| 3 | 生年月日 |
| 4 | 性別 |
| 5 | 住所 |
| 6 | 電話番号 |
| 7 | 世帯番号 |
| 8 | 続柄 |

| No. | 共通項目 |
|-----|---------|
| 1 | 受診日 |
| 2 | 受診番号 |
| 3 | 実施形態 |
| 4 | 集団個別区分 |
| 5 | 実施区分 |
| 6 | 医療機関 |
| 7 | 請求月 |
| 8 | 照会先医療機関 |
| 9 | 実施場所 |
| 10 | 号車 |
| 11 | 合併前市町村 |

| No. | 肺がん検診（一次） |
|-----|-----------|
| 1 | 喀痰検体番号 |
| 2 | X線判定 |
| 3 | 血痰 |
| 4 | 従事作業有無 |
| 5 | 従事作業 |
| 6 | 従事期間 |
| 7 | 喫煙区分 |
| 8 | 喫煙年数 |
| 9 | BI指数 |
| 10 | 部位 |
| 11 | 負担金 |
| 12 | 受診歴 |
| 13 | 喀痰判定 |
| 14 | 負担金喀痰 |
| 15 | 支払金額 |
| 16 | 撮影区分 |
| 17 | 喀痰容器配布番号 |
| 18 | 喀痰容器回収区分 |
| 19 | 検査場所 |
| 20 | 総合判定 |
| 21 | 項目別判定 |
| 22 | X線判定 |
| 23 | 医療機関項目別判定 |

| No. | 肺がん検診（二次） |
|-----|-----------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 精検診断名 |
| 3 | 偶発性の有無 |
| 4 | 判定 |

| No. | 胃がん検診（一次） |
|-----|-----------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 負担金 |
| 3 | 部位 |
| 4 | 所見 |
| 5 | 支払金額 |
| 6 | 項目別判定 |
| 7 | 医療機関項目別判定 |

| No. | 胃がん検診（二次） |
|-----|-----------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 精検診断名 |
| 3 | 偶発性の有無 |
| 4 | 判定 |

| No. | 大腸がん検診（一次） |
|-----|------------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 負担金 |
| 3 | 支払金額 |
| 4 | 項目別判定 |
| 5 | 医療機関項目別判定 |

| No. | 大腸がん検診（二次） |
|-----|------------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 精検診断名 |
| 3 | 偶発性の有無 |
| 4 | 項目別判定 |
| 5 | 医療機関項目別判定 |

| No. | 乳がん検診（一次） |
|-----|-----------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 負担金 |
| 3 | 検査区分 |
| 4 | カテゴリー：視触診 |
| 5 | カテゴリー：マンモ |
| 6 | カテゴリー：読影委 |
| 7 | 支払金額 |
| 8 | 偶発性の有無 |
| 9 | 所見 |
| 10 | 項目別判定 |
| 11 | 医療機関項目別判定 |

| No. | 乳がん検診（二次） |
|-----|-----------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 精検診断名 |
| 3 | 偶発性の有無 |
| 4 | 判定 |

| No. | 子宮がん検診（一次） |
|-----|------------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 負担金 |
| 3 | 所見 |
| 4 | 頭部所見 |
| 5 | 体部所見 |
| 6 | 支払金額 |
| 7 | 精検理由 |
| 8 | 標本作成方法 |
| 9 | 細胞採取器具 |
| 10 | 標本の適否 |
| 11 | 細胞診判定 |
| 12 | 偶発性の有無 |
| 13 | HPV所見 |
| 14 | 再検査日 |
| 15 | 再検査費 |
| 16 | 項目別判定 |
| 17 | 医療機関項目別判定 |

| No. | 子宮がん検診（二次） |
|-----|------------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 精検診断名 |
| 3 | 偶発性の有無 |
| 4 | 判定 |

| No. | 骨密度検診（一次） |
|-----|-----------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 骨密度 |
| 3 | 対平均骨密度 |
| 4 | 対最大骨密度 |
| 5 | 骨量 |
| 6 | 比率最大 |
| 7 | 比率率率 |
| 8 | 負担金 |
| 9 | 支払金額 |
| 10 | 検査方法 |
| 11 | スティフネス値 |
| 12 | 項目別判定 |
| 13 | 医療機関項目別判定 |

| No. | 骨密度検診（二次） |
|-----|-----------|
| 1 | 項目別判定 |
| 2 | 判定 |

| No. | 肝炎検査（一次） |
|-----|-----------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | HBS抗原判定 |
| 3 | 検査区分 |
| 4 | 支払金額 |
| 5 | 診療結果 |
| 6 | C型肝炎検査有無 |
| 7 | 項目別判定 |
| 8 | 医療機関項目別判定 |

| No. | 肝炎検査（二次） |
|-----|----------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 精検診断名 |
| 3 | 判定 |

| No. | 成人歯科健診（一次） |
|-----|------------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 歯や口の状態 |
| 3 | 歯磨きの状況 |
| 4 | 歯間清掃用具の使用 |
| 5 | 歯科健康診査 |
| 6 | 歯石除去や歯面清掃 |
| 7 | かかりつけ歯科医 |
| 8 | 喫煙習慣 |
| 9 | 全身状態の有無 |
| 10 | ストレス・疲労感有無 |
| 11 | 現在歯・喪失歯の状況 |
| 12 | 歯肉の状況 |
| 13 | 口腔清掃状況 |
| 14 | その他の所見有無 |
| 15 | 判定区分内訳 |
| 16 | 市への連絡事項 |
| 17 | 負担金 |
| 18 | 支払金額 |
| 19 | 要指導所見 |
| 20 | 要精検所見 |
| 21 | 項目別判定 |
| 22 | 判定 |

| No. | 成人歯科健診（二次） |
|-----|------------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 精検診断名 |
| 3 | 判定 |

| No. | 胃がん（内視鏡）検診（一次） |
|-----|----------------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 負担金 |
| 3 | リスク同時実施 |
| 4 | リスク採血日 |
| 5 | リスク過去実施日 |
| 6 | ペプシノゲンⅠ |
| 7 | ペプシノゲンⅡ |
| 8 | P G I / II 比 |
| 9 | ピロリ抗体 |
| 10 | リスク総合判定 |
| 11 | ピロリ菌除菌歴 |
| 12 | 一次検査方法 |
| 13 | 一次部位 |
| 14 | 一次診断 |
| 15 | 一次ピロリ菌感染診断 |
| 16 | 一次生検 |
| 17 | 二次読影日 |
| 18 | 二次部位 |
| 19 | 二次診断 |
| 20 | 二次ピロリ菌感染診断 |
| 21 | 二次生検必要性 |
| 22 | 偶発性の有無 |
| 23 | 判定区分 |
| 24 | 要治療の内訳 |
| 25 | 項目別判定 |
| 26 | 総合判定 |

| No. | 胃がん（内視鏡）検診（二次） |
|-----|----------------|
| 1 | 検査値 |
| 2 | 実施日 |
| 3 | 精検診断名 |
| 4 | 生検結果 |
| 5 | 偶発性の有無 |
| 6 | 今後の方針 |
| 7 | 要治療の内訳 |
| 8 | 項目別判定 |
| 9 | 判定 |
| 10 | 医療機関項目別判定 |

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健(検)診結果ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| リスク: 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><業務システム> 業務上認められた内容以外は照会できないよう、システムで制限をかけている。また、操作者に対しては個人ごとのID及びパスワードでアクセス制限をかけ、目的外の入手を行うことはできない。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><業務システム> 担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務と関係ない情報を取得することはできないように整備されている。</p> <p><宛名システム> 番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないよう、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <p><業務システム・宛名システム> 利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</p> |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|--|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [<input type="checkbox"/> 定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <p>高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む情報資産に対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者は、業務の遂行にあたり、業務上取り扱う高崎市の情報資産を公表、漏えいしてはならない。 ・委託業者は情報資産をこの契約の目的のためにのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。 ・あらかじめ委託者の承認があるときを除き、情報資産を複写し、又は複製してはならない。 ・委託業者は、情報資産への不当なアクセス又は紛失、破壊、盗難、改ざん、漏えいの危険に対して最大限の注意をもって管理するものとする。 ・委託業者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 ・上記の各規定は、この契約の期間が満了した後、この契約が解除された後又はその職を退いた後も有効とする。 <p>・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [<input type="checkbox"/> 定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一機内における個人情報の移転は個人情報保護条例に則り、決められた範囲内に限定している。 ・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請書を提出し、認められた内容のみ受信できるようにシステムで制限している。 | |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。 | |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |

付録 1 付録 2 付録 3 付録 4 付録 5 付録 6 付録 7 付録 8 付録 9 付録 10 付録 11 付録 12 付録 13 付録 14 付録 15 付録 16 付録 17 付録 18 付録 19 付録 20 付録 21 付録 22 付録 23 付録 24 付録 25 付録 26 付録 27 付録 28 付録 29 付録 30 付録 31 付録 32 付録 33 付録 34 付録 35 付録 36 付録 37 付録 38 付録 39 付録 40 付録 41 付録 42 付録 43 付録 44 付録 45 付録 46 付録 47 付録 48 付録 49 付録 50 付録 51 付録 52 付録 53 付録 54 付録 55 付録 56 付録 57 付録 58 付録 59 付録 60 付録 61 付録 62 付録 63 付録 64 付録 65 付録 66 付録 67 付録 68 付録 69 付録 70 付録 71 付録 72 付録 73 付録 74 付録 75 付録 76 付録 77 付録 78 付録 79 付録 80 付録 81 付録 82 付録 83 付録 84 付録 85 付録 86 付録 87 付録 88 付録 89 付録 90 付録 91 付録 92 付録 93 付録 94 付録 95 付録 96 付録 97 付録 98 付録 99 付録 100

| |
|------|
| する措置 |
|------|

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|---|---|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務システムから中間サーバ宛の情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制する。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。 <p><中間サーバの運用における措置></p> <p>中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外ではアクセスできない対策を実施。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正な利用が行えない対策を実施。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・ | [十分に行っている] | <選択肢> | 1 |

| | | |
|--|--------------|--|
| 周知 | [十分に行っている] | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | | |
| 再発防止策の内容 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 8. 監査 | |
|--|--|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><高崎市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。 ・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を掲示する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 市民部市民生活課 |
| ②請求方法 | 本人請求による。「市庁舎1階市民情報センター」又は「各支所の情報公開窓口(地域振興課)」にて所定の請求書に必要事項を記入し、身分証明書を提示の上請求書の提出を行う。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 高崎市保健医療部健康課 高崎市高松町5番地28 027-381-6114 |
| ②対応方法 | 問合せの受付時に受付票を記載し、対応について記録に残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和3年9月27日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

